

公益財団法人 Y M F G 地域企業助成基金

第 43 期事業年度 事業報告

(自) 令和 7 年 4 月 1 日

(至) 令和 8 年 3 月 31 日

(1) 法人の状況に関する重要な事項

第 43 期事業年度（令和 7 年度）は、地域経済の健全な発展に寄与することを目的として事業を実施した。具体的には、事業者 15 先および研究開発 3 先、計 18 先に対し、総額 20 百万円の助成を行った。引き続き、山口県・広島県・福岡県内の事業者等への助成を通じ、地域経済の健全な発展に貢献していく。

(2) 体制の整備についての決定又は決議がある場合のその内容及び運用状況の概要

① 理事会および評議員会等の開催および主な決議事項

令和 7 年 5 月 27 日（火）理事会開催

第 42 期事業年度（令和 6 年度）事業報告および計算書類等の承認、評議員会の開催、ならびに選考委員の選任について審議し、いずれも原案どおり承認可決した。

令和 7 年 6 月 17 日（火）定時評議員会開催

第 42 期事業年度（令和 6 年度）事業報告および計算書類等の承認、理事および監事の選任、評議員の選任について審議し、原案どおり承認可決した。

令和 7 年 6 月 24 日（火）臨時理事会開催

理事長（代表理事）および常務理事（業務執行理事）の選定、ならびに選考委員の選任について審議し、原案どおり承認可決した。

令和 8 年 1 月 19 日（月）理事会開催

令和 7 年度助成先の決定、令和 8 年度事業計画案および収支予算案の承認、ならびに評議員会の開催について審議し、いずれも原案どおり承認可決した。

令和 8 年 2 月 18 日（金）評議員会開催

令和 8 年度事業計画案および収支予算案について審議し、原案どおり承認可決した。

② 選考委員会の開催

令和 7 年 12 月 24 日（水）選考委員会開催

外部有識者を含む選考委員による審査のもと、令和 7 年度助成候補先 18 先を選定した。

③ 理事による内部統制の整備に関する決定・運用状況

当法人においては、法令遵守および事業の適正かつ効率的な運営を確保するため、理事会において内部統制の整備に関する基本的な考え方を共有し、理事会・評議員会・選考委員会の役割分担を明確にするとともに、重要な業務執行については理事会の決議を経て実施する体制を整備している。

当該体制の運用にあたっては、理事会および評議員会を適切に開催し、事業計画、収支状況その他の重要事項について報告・審議を行うことで、業務執行状況の把握および相互牽制機能の確保に努めている。

外部有識者を含む選考委員会により、助成先の選考を実施している。

また、税理士を外部監事として選任し、会計処理および財産管理の適正性について確認を行うことで、内部統制体制の実効性を確保している。

（3）各事業年度における公益目的事業の実施状況

令和 7 年度における公益目的事業として、地域企業および研究機関を対象とした助成事業を実施した。

① 助成先募集 募集期間：令和 7 年 8 月 1 日から 9 月 30 日まで

② 広報活動および応募先斡旋 令和 7 年 7 月 25 日から 8 月 8 日までの期間中、北九州市・広島県・福岡市・山口県の関係先 15 先を訪問し、チラシ配布およびポスター掲示等により周知活動を実施した。

③ 選考 選考委員 10 名による書面審査を実施（選考期限：令和 7 年 11 月 28 日）した。

- ④ 選考委員会 令和7年12月24日に開催し助成候補先18先を選定した。
- ⑤ 理事会 令和8年1月19日開催の理事会において、④で選定された助成候補先18先を助成先として決定した。
- ⑥ 表彰および交付 令和8年3月5日に表彰式を開催し、助成金総額20百万円を各指定口座へ振込した。

（４）公益法人の運営体制の充実を図るための取組

理事6名のうち4名を外部理事として選任している。また、当法人は費用および損失又は収益の額が1億円未満の公益財団法人であり監事が税理士である必要はないが、財務および会計処理の適正性確保の観点から、経理事務に精通した税理士を外部監事として選任している。

新任監事に対しては、事務局長より年間スケジュールおよび業務内容について説明を行うとともに、内閣府公益認定等委員会作成の「公益財団法人の監事必携」を交付して、監事の権限・義務・責任等について説明を行った。また、当基金の運営への理解を深めるため、当基金の定款および概要等の関係資料も交付した。

また、新任評議員に対しても、同様に事務局長より「公益財団法人の評議員必携」を交付して、評議員の役割および責務等について説明を行った。あわせて、当基金の定款および概要等の関係資料も交付した。

これらの取組により、役員および評議員の法人運営に対する理解を促進し、適切かつ健全な法人運営体制の確保に努めている。

以 上